

第2次農業振興計画(中間見直し)概要

資料1

◆1 <<第2次西東京市農業振興計画 中間見直しの目的>>

○平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されて以降、生産緑地法の一部改正等、都市農業を取り巻く法整備等が進み、今後、生産緑地の取り扱いが大きく変わることが想定される。
 ○都市の農業・農地は、環境保全や防災面など多面的な機能を有することについて、改めて評価されている。また、本市においては、人口増加傾向が続いており、農産物の消費の拡大を期待できる状況である。
 これら都市農業を取り巻く環境の変化や、この間の第2次西東京市農業振興計画の成果の検証等を踏まえ、市民・農業者等のニーズを的確に把握し、市内農業の振興を推進することを目的に本計画の見直しを行う。併せて、農のある「健康」応援都市の実現に向けたビジョンを示す。

◆2 <<計画期間>>

○計画全体の期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10年間
 ○中間見直しによる後期計画は、平成30(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間の対象とし、個別事業の見直し、新たな事業選定を行う。

◆3 <<計画の位置付けと関連計画等との関係>>

○平成30年度に見直される「西東京市第2次総合計画」における農業分野の見直しと連動
 ○平成30年度に策定される「西東京市産業振興マスタープラン後期計画」の内容との連動
 ○「西東京市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略」の内容を包含
 ○国の「食料・農業・農村基本法」、東京都の「東京農業振興プラン」等

◆4 <<これまでの施策推進>>

○第2次西東京市農業振興計画(平成26(2014)年3月)
 ○西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業(～平成25(2013)年度)
 ⇒農業者と市民の交流機会を提供することにより、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農業・農地の持つ多面的機能を発揮させる。
 ○西東京市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略(平成28(2016)年3月)

◆5 統計データの整理、アンケート調査(農業者・市民)、ヒアリング調査(農業者、農業団体)の結果を踏まえて整理を行う。

◆6 平成26年度～これまでの振り返り

- 1 農業者数、農地、生産額の減少
- 2 農業施設、技術への支援(活性化支援事業など)
- 3 J A直売所開設、順調な運営
- 4 制度改正(条例制定、特定生産緑地制度、都市農地貸借法、農業委員会法など)
- 5 めぐみちゃんメニューの認知度、参加事業者の増加、マルシェが好評
- 6 認定農業者数の増加
- 7 援農ボランティア数の増加
- 8 若手の農業後継者の誕生
- 9 強風やゲリラ豪雨による農地からの土ほこりや流出土の発生
- 10 G A Pの取得農業者の誕生、東京G A Pなど
- 11 国と連携した都市農業の周知事業の実施
- 12 野菜工場の試験施設が市内に建設された。
- 13 鳥獣被害の発生(ハクビシンなど)

◆7 課題(想定)

(1) 農業経営

- 地産地消のブランド力を高める取組み(販売力の強化)
- 営農継続・効率化に対する支援が必要
- 新たな施設導入により、気象変動にも対応する生産環境の整備が必要
- 市内への転入者を農産物の消費者にする、直売所及び即売会等の広報、農産物の魅力発信
- 制度改正に対応した農業経営の研究、支援(農家レストラン等)
- 直売所への支援

(2) 担い手

- 農業技術の継承や新たな農業技術の導入支援が必要
- 農業者への情報提供(農業技術、新たな農業経営の可能性等)が必要
- 若手農業者の意欲的な取組みへの支援

(3) 農地保全

- 相続時に、農業経営を選択するような施策の検討が必要
- 国が進める「特定生産緑地制度」の周知、肥培管理の推進が必要
- 今後可能となる農地の貸借について、制度周知及び制度運営、適正管理への取組みが必要
- 農地の多面的機能による、市民への農地に対する理解促進を図ることが必要
- 2022年生産緑地買取り申請への対応検討

(4) 市民交流

- 市内農業の効果的なPRにより、若手農業者のモチベーションアップが必要
- 制度改正、社会情勢の変化に伴う市民農園の運営について検討

◆8 アンケート調査事項

(1) 農業経営に対する意識

- 【農業者】
- 農業経営の安定化に向けた課題
 - 販路拡大に向けた意向
 - 市に求める支援策
 - 営農への意欲
- 【市民】
- 地産地消への意識
 - 市内産農産物の購入先への意向

(2) 担い手の確保・育成に対する意識

- 【農業者】
- 後継者・担い手確保の現状
 - 若手・女性農業者が考える新たな農業経営への意向

(3) 農地の保全・活用に対する意識

- 【農業者】
- 農地所有に向けた意向
 - 生産緑地を維持するための意向
- 【市民】
- 農地への理解度
 - 農地があることによるまちの魅力度

(4) 農業者と市民との交流に対する意識

- 【農業者】
- 市民との交流への意向
 - 農業者主体のマルシェへの意向
- 【市民】
- 市内での農業体験・交流への意向

◆9 見直しの方向性

持続的な農業経営のため

- I 農業経営への財政的支援
[農業資材や設備、技術導入への支援、貸借や生産緑地の制度を活用するなど、意欲的な農業経営を行う農業者への支援]
- II 市民理解の促進など営農環境の整備
[イベントや学校教育を通じた農業の理解促進による、営農しやすい環境づくり]
- III 販路拡大の支援
[農産物や市内直売所広報、6次産業への支援、制度改正に伴う影響等の研究、検討]が重要である。

(1) 食と暮らしを支える多様な農業

- ① 市内産農産物の販路拡大に向けた支援、公共施設等を活用した販売機会の提供についても検討する。
- ② 「人口増加＝消費者の増加」の傾向を捉え、市民に対する市内産農産物の周知策の新たな展開を図る。
- ③ 直売所経営について、さらなる認知度拡大を図る支援策及び魅力的な販売戦略に向けた支援策を検討する。
- ④ 農業者の経営実態について把握に努め、市内の農業経営の将来像を調査・研究する。

(2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

- ① 若手農業者や女性農業者を含めた情報交換を図り、市を含めた検討する場づくりの検討。
- ② 全国的にも先駆的な栽培技術が見られる本市の農業生産を、新たなブランド戦略として情報を発信する取組みを進める。
- ③ 援農ボランティアと農業者のマッチングに向けた、仕組みづくりを検討する。
- ④ 市内農業の効果的な情報発信を行い、農業者のモチベーションアップを図る。

(3) 農地の保全と活用

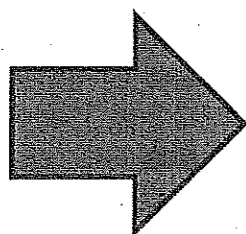
- ① 生産緑地制度の改正に伴い、農業者への周知体制を構築する。
- ② 新たな「特定生産緑地制度」の運用開始に向け、同制度に対応できる取組みを検討する。
- ③ 生産緑地の公共利用の可能性について、調査・研究を行い、農業者との意見交換を行う。
- ④ 市内に農地があることの意義、魅力等を、新たな視点により市民に周知する。

(4) 農業を通じた交流

- ① 地産地消の取組みである「めぐみちゃんメニュー事業」について、新たな展開を進める。
- ② 創業サポート施設等との連携により、市内産農産物を活用する新たな起業・創業者への支援検討。
- ③ 農業者が主体となったマルシェについて、仕組みづくりを検討する。
- ④ 「健康」応援都市の実現に向け、都市農業と市民の健康増進との連携事業を検討する。
- ⑤ ファームカー等を活用した、学校との連携による農業教育の可能性を検討する。



既存事業の検証、新規事業の検討



〈将来像〉食の安心 みんなの健康 生活にうるおい ～住み続けたい農のあるまち・西東京市～

〈基本方針〉① 食と暮らしを支える多様な農業を展開します。

② 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業経営をつくれます。

③ 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。

④ 市民、地域及び行政が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくれます。

第2次農業振興計画(中間見直し)概要 補足資料

平成26年度から30年度までの振り返りの内容について、統計データ及び国等の施策方向性からの状況を補足する。

	平成26年度から30年度までの振り返り	現状の把握
(1) 農業経営	<ul style="list-style-type: none"> 生産額の減少 JA直売所開設、順調な運営 GAPの取得農業者の誕生、東京GAPなど 野菜工場の試験施設が市内で建設 	<ul style="list-style-type: none"> 販売金額規模別農家数は、平成27年現在で50万円未満が最も多く22.2%を占める。販売金額200万円未満が、全農家の約6割を占める。200万円未満の割合が、徐々に増加している。 西東京市と同様に、販売金額が50万円未満の農業者が最も多い自治体は、東村山市、東久留米市、小金井市、小平市、練馬区、新座市となっている。 ※前回調査で50万円未満の農業者が最も多い自治体は、西東京市と東久留米市のみであった。 販売金額が200万円未満の農家割合は、清瀬市を除くいずれの自治体においても、約6割台と高くなっている。 販売金額が700万円以上の農家割合は、清瀬市に次いで高い状況である。
(2) 担い手	<ul style="list-style-type: none"> 農業者数の減少 農業施設、技術への支援実施(活性化支援事業など) 若手の農業後継者の誕生 認定農業者数の増加 援農ボランティア数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年現在、農家数は234戸となっている。 専業農家が78戸(33.3%)、第1種兼業農家が14戸(6.0%)、第2種兼業農家が71戸(30.3%)、自給的農家71戸(30.3%)となっている。 平成2年から27年までの25年間で、農家数は約4割減少し、農業就業人口は1,589人減少した。 農業従事者の年齢構成を見ると、平成27年現在、70歳以上が最も多く151人(39.9%)を占める。次いで50～59歳(24.1%)、60～69歳(18.8%)と続き、従事者の高齢化が進行している。 平成27年度には、15～19歳で2人の増加がみられる。 認定農業者数は、平成30年7月現在53名。(平成24年7月現在48名)。 平成25年度を除き、毎年度、1～3名の新たな認定農業者が生まれている。 平成29年度までに、「東京の青空塾」を受講し、修了した援農ボランティア数は117名である。5年間で33名の増加している。
(3) 農地保全	<ul style="list-style-type: none"> 農地の減少 制度改正(条例制定、特定生産緑地制度、農業委員会法など) 強風やゲリラ豪雨による農地からの土ほこりや流出土の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 畑は、8.7%と市全域の1割弱を占めるが、減少傾向が続いている。 平成27年現在の経営耕地面積は約152haで、畑が約84%と大半を占め増加傾向にある一方、樹園地が約15%で減少傾向にある。 畑、樹園地の割合として西東京市と類似しているのが、東久留米市、練馬区である。 経営耕地面積規模別農家数は、0.5～1.0haが最も多く36.7%を占める。 面積規模別農家数の割合はあまり変化していない。 周辺区市との比較をみると、0.5～1.0haの農地規模の割合が最も高いことは、武蔵野市、小金井市を除いては共通している。1.0ha以上の経営耕地面積規模の農家数は、小平市と同程度の割合を示す。 生産緑地の指定は、農地のうち86.1%、市域全体の7.5%である。 生産緑地の面積は減少傾向にあり、平成4年当初に比べると、面積で約30%、地区数で約12%減少している。 農地転用状況を見ると、平成24年～28年の5年間で、210,722㎡が転用されており、転用先の用途は、宅地が最も多く176,458㎡(約84%)、駐車場や資材置場が6,505㎡(約3%)、その他25,149㎡(約12%)となっている。
(4) 市民交流	<ul style="list-style-type: none"> めぐみちゃんメニューの認知度、参加事業者の増加、マルシェが好評 条例改正(生産緑地指定面積の引き下げ) 国と連携した都市農業の周知事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 都市農業振興基本計画の策定をもとに、生産緑地法の一部改正(生産緑地地区指定面積要件の引き下げ、建築規制の緩和、特定生産緑地制度創設)、都市計画法一部改正(田園住居地域の創設)、農地法一部改正(農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りした場合も農地扱いとする制度)、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地の貸借円滑化)といった制度改正・創設が進む。 市内には市民農園が5箇所あり、総数は363区画、7,625㎡。 農業体験農園が4園開設。農業者の指導のもとで、多くの市民が農業に親しみ、楽しんでいる。5年前と比較するとトミー倶楽部では5区画増設となっている一方で、きたっばら体験農園が1区画、芝久保元気村が3区画減少となっている。 災害協力農地として、生産緑地のうち、面積の約10%、筆数の約30%が登録されている。